

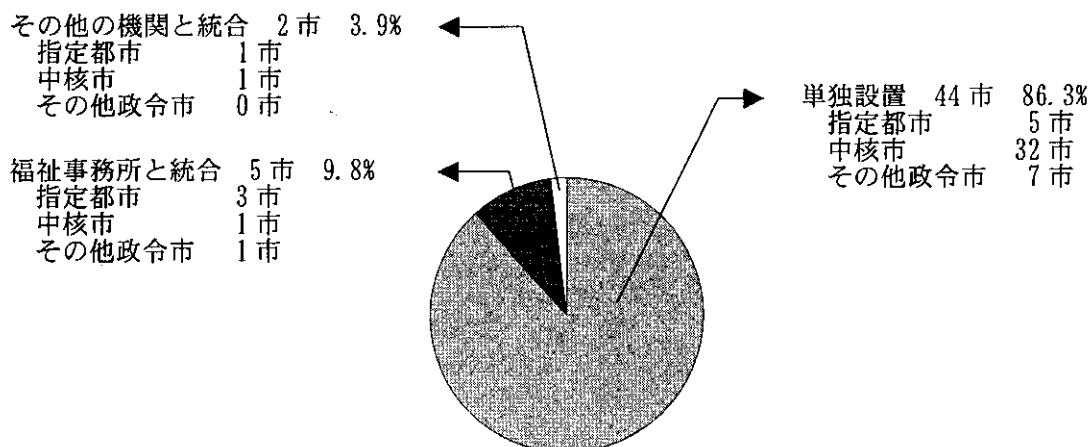
平成15年8月
宇都宮市保健福祉部

保健所長の医師資格要件に関するアンケート調査結果

保健所長の医師資格要件に関するアンケート調査（別添資料）を指定都市事務局及び中核市連絡会等の協力を得て実施した。平成15年8月1日現在での回答率は、89.5%（51市/57市）であり、その内訳は、指定都市 69.2%（9市/13市）、中核市 97.1%（34市/35市）、その他政令市 88.9%（8市/9市）であった。

1 保健所の設置状況について

保健所を他の機関・施設と統合設置していると回答のあった7市中4市は指定都市であり、中核市とその他政令市の大部分は保健所を単独設置している。



2 統合設置している市について

(1) 保健所長の位置付け

- ① 統合施設の長が保健所長（医師）である。
指定都市3市、中核市1市、その他政令市1市
- ② 保健所長は統合施設の長とは別の職である。
指定都市2市、中核市1市

(2) 保健所長の所管している範囲について

未集計

(3) 統合設置のメリット、デメリットについて

統合設置している市全てが、福祉と保健の一体化が可能になったと評価している。

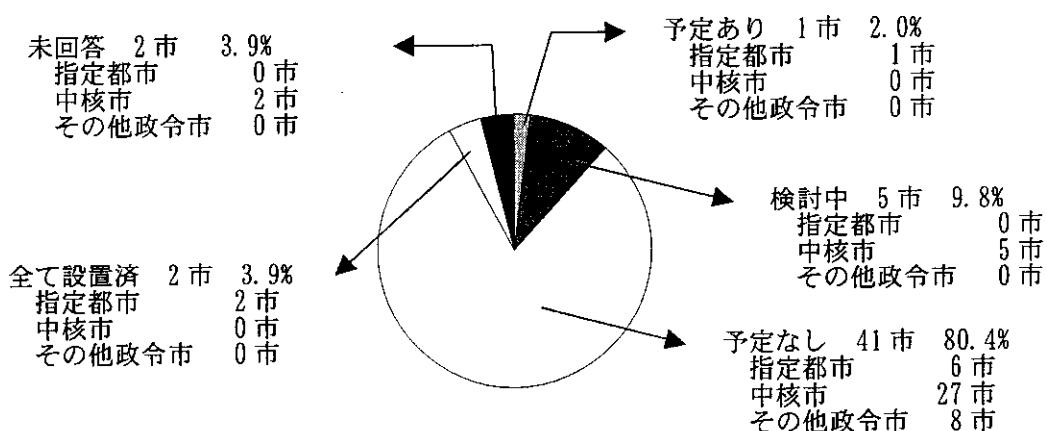
デメリットとしては組織の肥大化があげられているが、スケールメリットのほ

うが大きいとしている市もあった。

3 今後の保健所設置について

今後、保健所と他の機関・施設との統合設置化を行う予定があるか

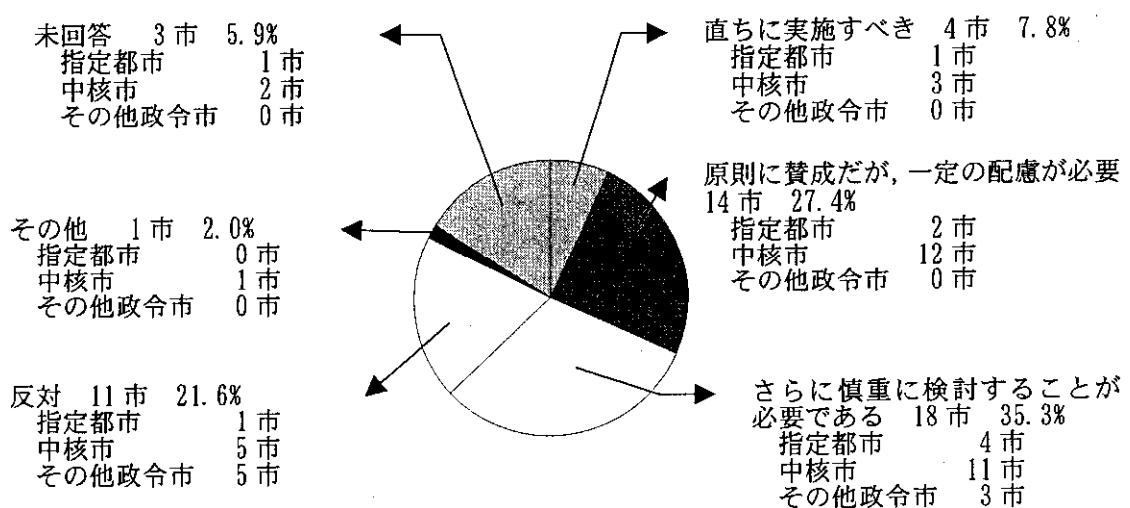
統合を予定又は検討していると回答のあった市は、指定都市1市と中核市5市だけであり、統合予定なしとしている市が約80%を占め、統合化の流れは強くない。



4 保健所長の医師資格要件廃止に関する意見

医師資格要件を廃止することについて、どのように考えているか

全体では、賛成派（直ちに実施すべきと原則に賛成だが、一定の配慮が必要）と慎重派がそれぞれ約35%，反対派が約21%で、意見が割れている状況である。



それぞれの意見理由をみてみると、賛成派は自治体の裁量に任せるべきという

意見が多いが、保健所には医師が必要であり、所長以外の医師の権限の明確化や組織的な位置付けに一定の配慮を要するという意見も多い。

慎重派は、所長の業務は医師の専門的な知識を必要とすることが多いため、医師であったほうがいいとする意見である。

反対派は、健康危機管理や医師会との連携など適切に業務を遂行するためには、所長は医師であるべきとする意見であった。

5 資格要件廃止の必要性について

医師資格要件が規定されていることにより、どのような支障や問題点があるか

指定都市や中核市、その他の政令市に共通してあげられたのは、公衆衛生医の不足や所長には行政職の長としての能力も必要であることから、医師の人材確保が難しいということである。

その他には、公衆衛生に従事する他の職種が所長になれないなど、弾力的な人事管理ができないという意見があった。

6 保健所長の人事交流等について

保健所長を含む医師職員の本庁等の他部署との人事交流や幅広い人材の活用を図る上で、保健所長の医師資格要件が支障となる例があるか

支障がないとする市が27市あった。一方、支障があると答えた市で最も多かったのは、医師が1名又は少ないため人事交流や人材活用そのものができないという意見で中核市とその他政令市に多くみられた。

7 資格要件の廃止に伴い予想される問題点等について

医師資格要件を廃止した場合、どのような問題点や課題が生じると考えられるか。それに対してどのように対応すべきか又は解決すべきか。

(○は資格要件廃止賛成意見、●は資格要件廃止反対意見)

① 健康危機管理など医学的判断を要する業務に支障がでる。

○所長の補佐職や医療全般を統括する職に医師を配置

○公衆衛生医の人材育成

○医療関係の専門知識があり、行政能力の高い職員を配置

●所長は医師であるほうがよい。

② 健康危機発生時に、医師以外の所長がどのように対処できるか疑問

○高度な研修を義務付けるなど最低限必要な条件を課す。

○ある程度の経験が必要

③ 健康危機発生時に、医師以外の所長と医師職員の意見が違うと対応が遅れる。

- 保健所医師の業務範囲と権限を明確にする。
 - 資格要件が廃止されても医師を登用する。
 - 現状（資格要件）維持
- ④ 公衆衛生的な視点より、行政マネジメントが優先されてしまう。
○保健所に複数の医師を配置し、人材育成する。
- ⑤ 医師会等関係団体との連携に影響ができる。
○所長には公衆衛生行政に精通する者、所長に準じるポストに医師を配置
- 現状（資格要件）維持
- ⑥ 専門的な意見を要する指導助言に説得力がなくなる。
○スタッフに医師を配置
- 資格要件廃止に反対
- ⑦ 医師職員が配置されなくなってしまう恐れがある。
○保健所に常勤医師配置の義務付け
- ⑧ 医療職への指示や指導が混乱
○意思決定の仕組みやルールの明確化
- ⑨ 行政にくる医師が少なくなる。
- 現状（資格要件）維持
- ⑩ 医師でない者の保健所長としての能力をどのように判断すべきか。
○公衆衛生業務を志す者のための資格を定め、人材確保できるようにする。

8 その他、保健所長の資格要件の見直しについての意見

- ① 人材確保に関する意見
 - ・医師が公衆衛生に積極的に取り組めるような措置や公衆衛生医の養成が必要
 - ・所長職に限らず医師を配置できるなら、人材確保の難点は解消できる。
- ② 所長（保健所）の役割に関する意見
 - ・保健所は公衆衛生の高度な専門機関として役割を果たす必要があり、その長としては公衆衛生専門医師が適任
 - ・所長は今後一層専門的知識が求められる。
 - ・地域保健の拠点として資格要件は必要
- ③ 資格要件見直しに関する意見
 - ・資格要件に含まれている研修（最低3か月）の受講も、業務に支障が出るため見直して欲しい。
 - ・全国保健所長会の立場（廃止反対）に賛成
 - ・現状の改善のためには、見直しではなく研修体系の強化や自治体を越えた所長の人事交流の促進が必要
 - ・地方分権の流れの中では避けられないが、小さい自治体ほど保健所運営の負担感が大きく、基準が緩和されるほどおろそかにされやすい分野である。

- ・見直しの必要性については、公衆衛生的観点からは理解できない。問題が①「公衆衛生医が確保できない」、②「所長が医師では業務上問題がある」、③「地方分権の時代に資格要件を法律で規制すべきでない」のどれにあたるか不明。①ならリクルートの充実や人材養成のあり方が課題、②ならどういう事例があったのか（見直しを要するほどの事例は皆無と思う。）、③ならなぜ保健所長だけがターゲットなのか明確にして広く議論すべき。
- ・公衆衛生医や行政医を養成し、管理職としての適性を組織として育ててこなかったツケであり、リクルートや人材育成、広域的な人事異動など改善対処をすべき。

保健所長の医師資格要件に関するアンケート

平成15年 月 日

市名	部課名	担当者名
TEL	FAX	e-mail

- 1 保健所の設置状況について
貴市が設置されている保健所の設置形態別箇所数等について記入してください。

設置形態別の内訳		
単独設置	福祉事務所と統合設置	その他の機関等と統合設置
		(統合先の機関・施設の種別)

※「保健所の職種別人員配置状況」「組織図」の資料を添付してください。

- 2 (保健所を他の機関・施設等と統合設置されている市にお聞きします。)

- (1) 保健所長は、どのような位置づけとなっていますか。
 ① 統合施設の長が保健所長(医師)である。
 ② 保健所長は、統合施設の長とは別の職となっている。

- (2) 保健所長の所管している範囲についてご説明ください。

(※1 (1)で添付していただいた組織図の中にご記入いただいても結構です。)

- (3) 統合設置のメリット、デメリットについてお書きください。

- 3 今後の保健所設置について

今後、保健所と他の機関・施設との統合設置化を行う予定がありますか。

- ① 予定あり ② 検討中 ③ 予定なし ④ 全て統合設置済

(そのねらいや考え方についてお書きください。)

- 4 保健所長の医師資格要件廃止に関する意見

保健所長の医師資格要件を廃止することについて、どのようにお考えですか。

- ① 直ちに実施すべきである ② 原則的に賛成だが、一定の配慮が必要である
 ③ さらに慎重に検討することが必要である ④ 反対である ⑤ その他
 (それぞれ、その理由についても具体的にお書きください。)

5 資格要件廃止の必要性について

保健所長について、医師資格要件が規定されていることにより、どのような支障や問題点がありますか。
(できるだけ具体的にお書きください。)

6 保健所長の人事交流等について

保健所長を含む医師職員の本庁等の他の部署との人事交流や幅広い人材の活用を図るうえで、保健所長の医師資格要件が支障となる例がありますか。
(できるだけ具体的にお書きください。)

7 資格要件廃止に伴い予想される問題点等について

(1) 保健所長の医師資格要件を廃止した場合、どのような問題点や課題が生じると考えられますか。

(2) 上記(1)の問題点や課題に対して、どのように対応すべきだと考えられますか。あるいは、どのようにすれば解決できると考えられますか。

8 その他、保健所長の資格要件の見直しについてのご意見をお書きください。